

加盟店規約

第1章 クレジットカード取扱いに関する規約

第2章 提携カード取扱いに関する規約

第3章 デビットカード取扱いに関する規約

第4章 個人情報等の取扱いに関する同意条項

株式会社 日専連旭川

2024年3月1日 改定

第1章 クレジットカード取扱に関する規約

第1章 (用語の定義)

本規約において使用する以下の用語の意味は次のとおりとします。

- 「カード」とは、当社及び当社が提携している日本専門店会連盟に加盟した各組合・各社が発行する有効な日専連カード並びに当社がカード交流する会社及び交流カード会社が提携する会社又は加盟する組織が発行する有効なカードを総称する者をいいます。
- 「会員」とは、カードを正当に所持する者をいいます。
- 「信用販売」とは、会員および甲が当社およびカード会社所定の手続きを行うことにより、甲が商品等の代金または対価等を会員から直接受領しない方法により行う、甲の会員に対する商品等の販売または提供をいいます。
- 「カード番号等」とは、割賦販売法(昭和36年法律第159号)第35条の1第6第1項に定める「クレジットカード番号等」(クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号またはセキュリティコード)をいいます。
- 「非接触決済カード」とは、日専連川井非接触決済対応カードまたはQUICPayによる非接触決済が可能な日専連川井カードおよび発行会社所定規格のカード、携帯電話、その他の媒体をいいます。非接触決済カードにつき、当社が加盟店における取扱いを承諾した場合には、非接触決済カードは、本条第1項に定める「カード」に含まれるものとします。
- 「加盟店手数料」とは、本規約に基づく加盟店の信用販売総額に対する所定の手数料をいいます。
- 「端末機」とは、信用販売において加盟店が行うべき手続き(オンライン申請、売上データの送信、売上票の作成など)の一部を処理する機能を有する機器及び情報処理システムをいいます。
- 「IC対応端末機」とは、ICカードのICチップに格納された情報(以下「IC情報」といいます)を読み取り、IC情報に基づき決済取引を行うことができる端末機をいいます。
- 「PCIDS」とは、加盟店やイシューア、アクワイア等において、クレジットカード会員データを安全に取り扱う事を目的として策定された、クレジットカード業界のデータセキュリティ基準をいいます。
- 「セキュリティガイドライン」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカードセキュリティガイドライン」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該ガイドラインに相当するものを含む。)であって、その時々における最新のものをいいます。
- 「法人番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める法人番号をいいます。

第2条 (加盟店)

- 本規約を承認し、原則小売店舗を有する法人、または個人(以下「甲」といいます。)が株式会社日専連川井(以下「乙」といいます。))に、以下の項目を含む乙の申込書を申込み、乙が加盟を承認した甲の店舗を加盟店とします。
 - 甲の業種
 - 甲が主に扱っている物品または役務の内容
 - ギフトカード使用に係る物品または役務の内容
 - 甲は割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、犯罪収益移転防止法、個人情報保護法等の関係諸法令を遵守し、信用販売するものとします。
- 甲が乙が定める掲示品(ポスター・ステッカー等)を店頭および店内の見易い場所に掲示するものとします。

- 甲は乙に対して、本規約に基づき信用販売を開始する時点において、以下各号のいずれの事項も真実であることを表明し、保証します。
 - 第7条、第13条、第17条、第24条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、および第32条を遵守するための体制を構築済みであること。
 - 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと。また、直近5年間に同法による処分を受けていないこと。
 - 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また、直近5年間に同法違反を理由とする取訴判決を受けていないこと。
- 甲は前項の表明保証した内容が真実であることを又は反するおそれがあることが判明した場合、当社に対して直ちにその旨を申告するものとします。

- 甲は、本契約成立後に本条第4項(1)に定める体制が構築されていないことが判明した場合又は本契約成立後に当該体制を維持できなくなった場合若しくは本条第4項(2)若しくは(3)に該当する事由が新たに生じた場合には、己に対して、直ちにその旨を申告するものとします。これらのおそれが生じた場合も同様とします。

第3条 (カードによる信用販売)

- 甲は乙および株式会社日専連に加盟する各事業者が発行する有効な日専連カード会員からクレジットカード(以下「カード」といいます)を提示して、商品の販売、またはサービスの提供を求められた場合は、本規約に従い会員に対して信用販売を行うものとします。
- 第4条(ギフトカード等による信用販売)
 - 甲は乙および株式会社日専連に加盟する各事業者が発行する有効な日専連ギフトカードおよび、乙が発行する商品券等により、商品の販売、またはサービスの提供をその持参人から求められた場合は、ギフトカード等が有効であることを確認のうえ、前条に準じて取扱うものとします。
- 第5条(差別取扱の禁止)
 - 甲は乙および株式会社日専連に加盟する各事業者が発行する有効な日専連カード会員もしくは日専連ギフトカードおよび、乙が発行する商品券等により、商品の販売、またはサービスの提供を行う際は、次の事項を行ってはならないものとします。
 - 現金にて販売する場合と比較して、手数料上乗せ等、高い対価を付して販売すること。
 - 現金にて販売する顧客と異なる差別的取扱い、もしくは販売拒否などとする。

第6条 (会員との紛議)

- 会員がカード利用により購入した商品に納入、返品、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合、故障等、もしくはサービスの提供内容の相違およびアフターサービス等について紛議が生じたときは、全て甲の責任において解決するものとし、解決に至るまでの期間乙は甲に対する立替払いを一時的留保するものとします。なお、この期間の遅延損害金は乙に支払義務はないものとします。また、割賦販売法および消費者契約法に基づく主張がされた場合も同様とします。
- 前項の紛議を理由に会員が乙に対する支払い請求を拒んだ場合、または会員の乙に対する支払いが滞った場合、乙は甲に対する立替払いを拒否するものとします。またその代金が甲に支払済みの場合、甲は乙より当該金額の請求があり次第直ちに返還するものとします。なお、甲がこの返還を行わない場合、乙は別の会員がカード等利用により発生した甲が有する乙に対する立替金請求債権と相殺するものとします。
- 甲は会員との紛議等解決にあたり、乙の事前の承諾なく当該会員に対し商品等代金を直接返還しないものとします。これに反したことにより生じる一切の責任は甲の責任とします。
- 甲は会員と甲および乙の間で当該取引に関する紛議が生じた場合、乙の求めに応じて取引の態様、紛議の発生要因等について報告するものとします。また、乙が法令等で禁止されている行為および会員の利益の保護に欠ける行為に起因されると認めるときは、甲は当該行為の再発防止のため必要事項を乙の求めに応じて報告するものとします。なお、報告その他乙による調査の結果、必要あると認められた場合、乙は甲に対し①文書もしくは口頭による改善要請②信用販売の停止③本契約の解除等の措置をとることがありますが、甲はこれに従うものとします。但し、この措置は甲を免責するものではありません。

第7条 (販売契約の締結および信用販売の方法)

- 甲は会員に対して商品の引渡し、またはサービスの提供を完了したときでなければカードの契約締結を行わないものとします。また、乙から会員に対する販売物の受取書および関係書類等の提示を求められたときは、速やかにこれら提出するものとします。
- 甲は会員からカードの提示による信用販売の求めがあった場合、割賦販売法に定める基準に従い、カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べ、そのカードが有効なものであることを確認し、かつカード提示者がカード記載の本人であることと善良なる管理者の注意義務をもって行い、売上票の控えまたは売上票に記載した内容を示す書面を会員に交付するものとします。この場合において、甲は、セキュリティガイドラインに掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。
- 甲は以下に定める販売の場合、前項の善良なる管理者の注意義務に違反する信用販売であること、また善良なる管理者の注意義務に違反する信用販売とはこれに限定されないことを確認します。
 - カードを提示し信用販売を求めた者やカード名義人の氏名、性別が異なる場合
 - 信用販売を求めた者が、名義人が異なる複数のカードを提示した場合
 - カード印字機(以下「インプリンター」といいます)での取扱の場合、乙の所定の売上票にカードに打ち出された会員番号、会員氏名、有効期限を印字する売上票に、販売の日付およびカード代金、会員が指定した分割回数等の支払い方法を記入し、その扱者(販売員)の欄に署名若しくは捺印のうえ、その場で会員に署名を求め、カード裏面にある会員署名欄になされた署名および字体が同一であることを確認のうえて

信用販売するものとします。

- 甲にCAT等(カードの有効性を確認する機器で以下「端末機」といいます)が設置している場合、端末機が故障または通信回線および乙の電算機等に障害が発生し、端末機が使用できない場合以外は、金額の多少にかかわらず端末機での信用販売を行い、印字された売上票にその場で会員の署名を求め、カード署名欄になされた署名および字体が同一であることを確認のうえ信用販売するものとします。また、ICチップ搭載型カードで信用販売する場合、対応機設置店では署名に代え会員が直接端末機に暗証番号を正しく入力されたことを確認のうえ信用販売を行うものとします。なお、端末機が故障、通信回線の異常等で使用できない場合は前項の取扱方法によるものとします。
- 甲が取扱できる信用販売は、1回払い、分割払い(ボーナス併用分割払いを含む)ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、リボルビング払いの方法の中から会員が指定した支払い方法とします。なお分割払い回数については当社所定の回数とします。

- 甲が割賦販売法第2条第3項に定められる信用販売を行った場合は、割賦販売法第30条の2の3第4項が法令に定める事項等を記載した書面を会員に遅滞なく交付するものとします。また、本項に定める以外の割賦販売法その他法令上加盟店に課される書面交付義務を遵守するものとします。
- 第7条の2(非接触IC決済における信用販売の方法)
 - 甲は、非接触IC決済の方法による信用販売の取扱いに際しては、非接触IC取扱端末を設置し、会員がカードを提示して非接触IC決済の方法による信用販売を求めた場合、当該会員に対して次の要領により信用販売を行うものとします。
 - 当該会員に対し、非接触IC取扱端末にカードをかざすように求め、カードが有効なものであることを確認するとともに、己から信用販売の承認を得るものとします。
 - 己が定めた基準額を超えた額の信用販売を行う場合は、会員の署名(カード裏面に会員署名欄があるカードによる信用販売の場合には当該会員署名欄に記載された署名と同一であることを確認することとします。)、または会員が暗証番号を入力したことを確認して、信用販売を行うこととします。
 - 売上票等の控えまたは売上票等に記載した事項の記載のある書面を当該会員に交付するものとします。

- 甲は、非接触IC取扱端末の非接触IC決済を取扱う機能の故障等、客観的に正当な理由で非接触IC決済取扱端末が使用できない場合は、第7条4項の取扱方法によるものとします。

第8条 (信用販売における制限)

- 甲が第3条のカード利用による信用販売ができる限度額は次のとおりとします。
 - 端末機の取扱の場合、各会員の与信限度額とします。
 - 端末機以外の取扱の場合、1万円未満とします。
- 甲が第1項(2)の限度額を超えて信用販売する場合には事前に乙の承認を求め、その承認番号を売上票の承認番号欄に記入するものとします。

第9条 (売買契約の解除)

甲は甲と会員の間で契約を締結してその売上票を乙に提出した場合は、乙の承諾なしにこの契約を解除できないものとします。ただし、法令で定めるクーリング・オフにより信用販売の撤回または解除した場合は、直ちに当社に対し通知し、当該信用販売の取り消し手続きを行うものとします。

第10条 (返品処理)

- 甲と会員の間で契約を締結して、その売上票を乙に提出した月内に返品をうけたときは、返品伝票を作成し遅滞なく乙に報告するものとします。
- 返品が発生した月が、売上報告月の翌月以降の場合、甲乙協議のうえ前項と同様返品処理するものとします。

第11条 (販売手数料)

本規約に基づく甲が乙に支払う手数料は、甲の信用販売額に対し乙の定めた販売手数料率とします。(円未満は切捨てとします)

第12条 (売上票およびギフトカード等の提出および精算方法)

- 甲は乙が定める方法により乙に提出するものとします。
- 乙は第1項より提出された売上票およびギフトカード等により乙が定めた一定日に、立替金として第11条における販売手数料および甲の乙に対する清算金があるときは、その合計額を差引して、あらかじめ甲の指定した金融機関の口座に振込ものとします。

第13条 (信用販売の責任と無効カード等の取扱)

- 甲が第7条および第8条に定める手続きによらず、万一の事項に該当する信用販売を行った場合、甲がその信用販売の一切の責任を負うものとし、乙はその立替払いを拒否できるものとします。また、その代金が立替払い済みの場合、甲は乙より請求があり次第直ちに当該金額を返還するものとします。なお、甲が当該金額を返還しない場合、乙は別の会員がカード等利用により発生した甲が有する乙に対する立替金請求債権と相殺するものとします。
 - 偽造、変造、模造、または著しく損耗したカードでの販売。
 - 有効期限の経過したカードでの販売。
 - 無効カード通知に掲載されたカードでの販売。
 - 提示されたカードがI CカードまたはI Cカードの磁気データが不正に複製された磁気カードであるにもかかわらず第7条第2項によることなく信用販売を行った場合において、当該信用販売で提示されたクレジットカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たとき。ただし、乙が甲に対して別途書面またはこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、甲が第7条第2号に掲げられた事項の確認をセキュリティガイドラインに定められたところによることなく信用販売を行ったときであっても、前項の適用との関係では、これをもって第7条第2項によることなく信用販売を行ったこととはみなさないものとします。また、本号の規定は、乙の甲に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないものとします。

- 甲はカードの取り扱い時、第1項(1)(2)(3)(4)に該当するカードを発見した場合は、乙に連絡するとともにその回収に協力するものとします。

第14条 (立替払いの拒否)

- 乙は次の事項のいずれかに該当する場合は、甲に対し当該金額の立替払いを拒否できるものとします。またその代金が甲に立替払い済みの場合、甲は乙より請求があり次第直ちに当該金額を返還するものとします。なお、甲が当該金額を返還しない場合、乙は別の会員がカード等利用により発生した甲が有する乙に対する立替金請求債権と相殺するものとします。
 - 会員が換金・転売・質入れすることを目的とした購入行為であることを甲が知って行った販売の場合。
 - 一商品に対し二名以上のカードを併用した販売の場合。
 - カード販売にて現金の立替え、および過去の売掛金を精算した場合。
 - 二名以上の顧客の販売分を、一枚のカードにまとめて販売の場合。
 - インプリンターによる売上引において、当社が定める金額以上で承認番号の付与がない販売の場合。
 - 商品の販売、サービスの提供の取引事実に基づかない販売の場合。
 - 日付、金額の訂正をした売上票による販売の場合。
 - 販売をした日から起算して二ヶ月以上経過した売上票を提出した場合。
 - 換金性が高い金券類(航空券・各種商品券・ビール券等)および商品等の販売で換金目的と推定される販売の場合。
 - 盗用等により売上票になされた署名とカード裏面の署名欄の署名等が明らかに相違する販売の場合。
 - 会員より商品の販売、またはサービスの提供以外の目的でカードを取り扱うことを求められ、それに応じた場合。
 - 通常一取引でなされる売上票を故意に日付・金額の分割などをして処理する等不実な取扱をした場合。
 - 甲、または甲の役員もしくは従業員およびそれらの家族名義のカードによる自店での販売の場合。
 - 上記が法令で定めるクーリング・オフを行ったにもかかわらず信用販売の取消を行わなかった場合。
 - 上記はほか売上票の正当性に疑義があると乙が判断した場合。

第15条 (条件変更)

乙は経済状況の変化および相当の事由がある場合は、販売手数料、支払条件および本規約に定めた事項を変更することができるものとします。この場合乙が甲に通知した後、1ヶ月以内に異議の申し立てが無い場合、若しくは甲が会員のカードによる信用販売を行ったときは、変更事項または新加盟店規約を承認したものとみなします。

第16条 (商品の所有権)

甲が販売した商品の所有権は第12条により乙の甲に対する支払いが完了したとき乙に移転するものとします。

場合は甲の乙に対する当該売買契約に基づく債権譲渡も取消され、甲の乙に対する支払い請求権は当然ながら消滅するものとします。

4. 適法かつ正当な解消依頼であることの確認は、デビットカードおよび口座引落確認書等の徴求、照合により甲が行うものとします。

5. 甲より取消しの電文が送信された場合は、甲は乙および第三者に対し送信権限の瑕疵を主張できないものとします。

第13条（地位の譲渡禁止）

1. 甲または乙は本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2. 甲は本規約に基づき債権譲渡した売買契約代金の乙に対する立替金請求権は、第三者に質入れおよび譲渡はできないものとします。

第14条（準用規定）

本規約に定めのない事項については、「第1章 クレジットカード取扱に関する規約」の定めるところに準ずるものとします。

第4章 個人情報等の取扱に関する同意条項

本条項は株式会社日専連旭川加盟店規約（以下「本規約」という）の一部を構成します。

第1条（加盟店・加盟店申込者ならびに代表者の個人情報の取得・保有・利用・提供・委託）

1. 加盟店または加盟店申込者ならびに代表者は、当社の加盟店審査および契約中の再審査その他取引上の判断のため、当社が保護措置を講じたうえで、以下の情報（以下これを総称して「加盟店情報」という）の取得・保有・利用・提供・委託することに同意するものとします。但し、個人情報保護法により保護の対象となる情報は個人情報に限定します。

(1) 加盟店申込時および変更事項届時、届出の加盟店屋号・店舗所在地・電話番号等。

(2) 加盟店申込時および変更事項届時、届出の代表者氏名・生年月日・住所等の個人情報。

(3) 加盟店申込みに係わる事実。

(4) 本規約に基づく取引情報。（信用情報を含む）

(5) 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項。

(6) 加盟店または加盟店契約申込者、または公的機関等から適法かつ適正な方法により取得した住民票や商業登記簿謄本等、公的機関が発行する書類の記載事項。

(7) 官報、電話帳、住宅地図等で一般に公開されている情報。

(8) 加盟店等の事業活動に関する利用者の苦情および行政機関、消費者団体、報道機関等が公表した事実とその内容ならびに当該内容について調査した内容。

(9) 当社が加盟する加盟店信用情報機関における登録事項。

2. 加盟店または加盟店申込者ならびに代表者は、当社の事務（コンピュータ事務・代金決済事務およびこれらに付随する事務）を第三者に委託する場合、当社が取得した個人情報に保護措置を講じたうえで預託することに同意するものとします。

第2条（審査等の目的以外の利用）

加盟店または加盟店申込者ならびに代表者は、下記目的のため第1条（1）～（9）の各項の情報を利用することに同意するものとします。

(1) 当社および当社と提携するクレジット会社のクレジット関連事業の市場調査。

(2) 当社および当社と提携するクレジット会社の新サービス等の宣伝物、印刷物の送付。

第3条（加盟店信用情報機関への登録・使用）

1. 加盟店または加盟店申込者ならびに代表者は、当社が加盟店申込書の記載事項および本規約に基づく取扱に関して生じた、加盟店および代表者に関する客観的事実（変更事項届出書記載事項を含む）ならびに末尾の表に定める「登録される情報」を、当社が加盟する加盟店信用情報機関に登録され、その加盟店信用情報機関に加盟する他の会員が使用することに同意するものとします。なお提供手段は加盟店信用情報交換センター書式の文書による書留郵便扱いとします。

2. 加盟店または加盟店申込者ならびに代表者は、当社が加盟する加盟店信用情報機関に加盟店または加盟店申込者ならびに代表者に関する信用情報が登録されている場合、加盟店入会審査および加盟店契約締結後の管理等、末尾の表に定める「共同利用の目的」の範囲で、当社が自己取引の判断に使用することに同意するものとします。

第4条（加盟店情報の公的機関への提供）

1. 加盟店または加盟店申込者ならびに代表者は、当社が各種法令に基づいて提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関に対し第1条第1項の加盟店情報に保護措置を講じた上で、公的機関等が定めた手段（書面）により業務遂行に必要な範囲内で提供することに同意します。

2. 当社が法令等に基づき加盟店の業務内容調査・報告を求めたとき加盟店はこれに協力するものとします。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

加盟店申込者等は、当社に対し個人情報保護法の定めるところにより、代表者の個人情報を開示・訂正・削除を請求することができます。万一内容が事実と相違していることが判明した場合は、当社の事務処理に支障のない範囲内で速やかに訂正・削除に応じます。なお、当社の保有する個人情報の開示手続料は下記のとおりとします。

- ・個人情報開示手数料は、1件につき1,100円（税込）の手数料を支払うものとします。
- ・この手数料には当社から本人への郵送の際の簡易書留料金を含みます。
- ・その他、実費を要した場合は別途申し受けます。
- ・内容の訂正・追加・削除、および利用の停止の場合は、手数料は無料とします。

第6条（個人情報の利用停止の申し出）

加盟店申込者等は、当社に対し個人情報保護法の定めるところにより、代表者の個人情報の利用・提供の中止を申し出ることができるものとします。当社は申し出以降に業務運営上支障がない範囲内で利用・提供を中止するものとします。なお、精算書に同封される各種ご案内は、中止することはできないものとします。

第7条（本規約に関する不同意）

加盟店申込みおよび契約期間中の再審査の調査に際し、本規約および本同意項の全部若しくは一部を承認いただけない場合は、加盟店契約をお断りする場合や資格取り消しをさせていただきます場合があります。なお本条項第2条各号の不同意をもって加盟店契約をお断りしたり、解約手続きをすることはありません。

第8条（契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用）

1. 加盟店は本契約が不成立になった場合であっても、その不成立の如何を問わず加盟店申込みをした事実は第1条および第3条第1項に基づき一定期間登録され利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2. 加盟店または加盟店申込者ならびに代表者は、本契約終了後も同意条項第1条で定める目的および開示請求等に必要範囲内で、法令等および当社が定める期間内保有し利用することに同意するものとします。

第9条（条項の変更）

本同意条項は、法令に定める手続きにより必要範囲内で変更できるものとします。なお、本同意事項の変更については、当社から変更内容を通じた後または新同意条項の送付後、加盟店においてカードによる信用販売があった場合、若しくは異議の申し立てがない場合は、変更事項または新同意条項を承認したものとします。

第10条（個人情報に関するお問い合わせ等の窓口）

1. 当社への個人情報の利用目的の通知・開示・訂正・削除や利用の停止等のお問い合わせは、下記の当社お客様相談室までお問い合わせ下さい。

〒070-0032 旭川市2条8丁目144番地7 株式会社日専連旭川 お客様相談室
TEL 0166-300-2918 受付時間：平日 午前9時00分～午後5時00分
（年末年始および土日祝日を除く）

★個人情報管理責任者：個人情報統括管理者

2. 加盟店信用情報機関へのお問い合わせは、加盟店信用情報機関に直接お問い合わせ下さい。

第11条（認定個人情報保護団体について）

当社は個人情報保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体である「一般社団法人日本クレジット協会」の会員となっております。「一般社団法人日本クレジット協会」では、個人情報の取り扱いに関する相談窓口や、苦情・相談などに関する消費相談窓口を開設しております。

一般社団法人日本クレジット協会
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル6階
03-5645-3360：個人情報の取扱に関する相談受付電話
03-5645-3361：消費者相談専用電話
URL <https://www.j-credit.or.jp/>

『当社が加盟する加盟店信用情報機関』	
名称	一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター（JDMセンター）
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14番1号 住生日本橋小網町ビル
電話番号	03-5643-0011（代表）
受付時間	月～金曜日午前9時30分～午後12時00分 午後1時00分～午後5時30分 （祝日・年末年始を除く）
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為および当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報および利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理およびクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびクレジットカード番号等の適切な管理等に必要加盟店に関する情報を、JDM会員がJDMセンターに報告することおよびJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約または未上番の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
共同利用する情報の内容	(1) クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由。 (2) クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認め当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実および事由。 (3) 利用者等の保護に欠ける行為に該当したため（該当すると疑われるまたは該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報。 (4) 利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報。（当該行為と疑われる情報および当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む） (5) 加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報。 (6) 行政機関が公表した事実とその内容（特定取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報。 (7) 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報。 (8) 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日。（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名および生年月日）ただし、上記（4）の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。
加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲	一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結業者およびJDMセンター。 ※JDM会員は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています。 ホームページ https://www.j-credit.or.jp/
保有される期間	登録日（（1）および（5）にあつては、当該情報に対応する（2）の措置の完了または契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。

【お問い合わせ・ご相談窓口】
本規約についてのお問い合わせ、ご相談は下記の株式会社日専連旭川にご連絡下さい。

【株式会社 日専連旭川】
本店 〒070-0032 旭川市2条通8丁目144番地7 TEL (0166) 23-2000
士別営業所 〒095-0029 士別市大通西6丁目 TEL (0165) 22-2000